


所管部課	総務部 職員課	部長	広沢 光政																									
件名	部長職の給料の号給の決定に関する基準の改定について																											
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項																								
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例																										
	部課機関																											
1. 要 旨																												
<p>(1) 部長職の給料の号給の決定については、部長職の給料の号給の決定に関する基準により必要な事項を定めているが、職務及び職責がより明確に反映された給与体系である定額化をより徹底させるため、標記の基準を改定する。</p> <p><現状>行政職給料表(1)5級</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1号給</td> <td>479,100円</td> <td>参事(部長及び議会事務局長以外の職)</td> </tr> <tr> <td>2号給</td> <td>488,000円</td> <td>その他の部長(2年目までは2号とし、3年目以降は3号に昇給)</td> </tr> <tr> <td>3号給</td> <td>494,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4号給</td> <td>508,900円</td> <td>総務部長、企画財政部長</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><変更後></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1号給</td> <td>479,100円</td> <td>参事(部長及び議会事務局長以外の職)</td> </tr> <tr> <td>2号給</td> <td>488,000円</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td>3号給</td> <td>494,000円</td> <td>部長(1号給及び4号給以外の職)</td> </tr> <tr> <td>4号給</td> <td>508,900円</td> <td>総務部長、企画財政部長</td> </tr> </table>					1号給	479,100円	参事(部長及び議会事務局長以外の職)	2号給	488,000円	その他の部長(2年目までは2号とし、3年目以降は3号に昇給)	3号給	494,000円		4号給	508,900円	総務部長、企画財政部長	1号給	479,100円	参事(部長及び議会事務局長以外の職)	2号給	488,000円	適用なし	3号給	494,000円	部長(1号給及び4号給以外の職)	4号給	508,900円	総務部長、企画財政部長
1号給	479,100円	参事(部長及び議会事務局長以外の職)																										
2号給	488,000円	その他の部長(2年目までは2号とし、3年目以降は3号に昇給)																										
3号給	494,000円																											
4号給	508,900円	総務部長、企画財政部長																										
1号給	479,100円	参事(部長及び議会事務局長以外の職)																										
2号給	488,000円	適用なし																										
3号給	494,000円	部長(1号給及び4号給以外の職)																										
4号給	508,900円	総務部長、企画財政部長																										
(2) 施行日 平成30年1月1日																												
<p>(3) 影響及び効果</p> <p>部長職の職務の内容と責任の度合いに対応する「職務給の原則」が徹底される。 {平成29年度 54,000円増額(6000円×3人×3月)}</p>																												
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)																												
3. 留意事項 (問題点等)																												
4. 主管部処理案 (検討結果等)																												
上記のとおり基準を改定したい。																												
5. 審議結果																												

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。